

二宮町消防水利施設等整備基準

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 消防水利施設等の技術上の基準（第3条―第7条）

第3章 事務手続（第8条―第14条）

第4章 雑則（第15条・第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この基準は、二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則（平成29年二宮町規則第13号。以下「規則」という。）第28条から第31条の規定に基づき、消防水利施設等の整備に必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防水利施設 防火水槽（耐震性貯水槽を含む。以下同じ。）及び消火栓をいう。
- (2) 二次製品防火水槽 あらかじめ工場において生産された部材を使用して築造されるもので、一般財団法人日本消防設備安全センターにより認可された防火水槽をいう。
- (3) 現場打ち防火水槽 現場で加工される鉄筋コンクリート製の防火水槽をいう。
- (4) 地中ばり防火水槽 建築物の構造（地中ばり等）を利用して設置する防火水槽をいう。
- (5) 導水装置 消防車両が容易に接近できる位置から吸水できるようにするため防火水槽に設置する装置をいう。

第2章 消防水利施設等の技術上の基準

（防火水槽の基準）

第3条 規則第28条第4項の町長が別に定める消防水利施設の整備に必要な事項のうち、防火水槽に関する事項は次のとおりとする。この場合において、防火水槽は、設置箇所の状況を勘案し町長が消防活動に支障がないと認めた場合に限り、第2号及び第3号の防火水槽とすることができる。

(1) 二次製品防火水槽

ア 一般財団法人日本消防設備安全センターが定める二次製品等防火水槽認定基準（昭和59年。以下「認定基準」という。）の3に掲げる地下式の防火水槽とすること。

イ 自動車が進入するおそれのない場所に設置する場合は、認定基準で定めるⅠ型又はⅡ型を設置すること。

ウ 自動車が進入するおそれのある場所に設置する場合は、認定基準で定めるⅡ型を設置すること。

エ 吸管投入口は、消防車が容易に取水操作を実施でき、かつ、その他の消防活動に支障を及ぼさない位置に2か所設け、それぞれ丸型とし、蓋は町長が指定するものとする。こと。(別図1)

オ 吸管投入口の周囲の地盤面には、公園などの未舗装地盤である場合を除き、吸管投入口であることを示す標示を行うこと。(別図2)

カ 前各号に定めるほか、二次製品防火水槽の構造は、認定基準のとおりとすること。

(2) 現場打ち防火水槽

現場打ち防火水槽は、消防活動に支障のない位置へ認定基準に準じて築造するとともに、耐震性に関して構造計算書及び構造図により確認できるものでなければならない。

(3) 地中ばり防火水槽

ア 水槽内には、給水管及びガス管等、他用途の配管を通さないこと。

イ 内部仕上げは、底面及び全側面を防水モルタルで措置するものとし、必要に応じて上面も同様に措置すること。ただし、町長が認めた場合には、防水モルタル以外の防水措置とすることができる。

ウ 吸管投入口を設けない場合は、導水装置及び点検口を設けること。

(ア) 導水装置は、第4号の規定により設置すること。

(イ) 点検口は、点検作業に支障のない位置に設けるとともに、防水型の鉄蓋を備えるものとし、容易に開放できない構造とすること。

エ 水槽が地中ばりで区画されている場合は、硬質ポリ塩化ビニール管等を使用し、区画ごとに通気口、通水口及び人道口を次により設けること。

(ア) 通気口は、口径100ミリメートル以上とし、はりの上部に2か所以上(100トンの水槽の場合は4か所以上)設けること。

(イ) 通水口は、口径150ミリメートル以上で、はりの下部に2か所以上(100トンの水槽の場合は4か所以上)とし、底板に接するようにすること。

(ウ) 人道口は、直径600ミリメートル以上の大きさとし、その下端は底板から50センチメートル以下とすること。ただし、構造上設置が困難な場合であって点検口などにより各区画の点検や補修が行える措置がされているときは、この限りでない。

オ 吸管投入口及び点検口には、充水限度を確認できる表示をすること。

(4) 導水装置

ア 採水口は、次によること。

(ア) 20立方メートルあたり1口設けること。

- (イ) 取付け高さは、地盤面から結合部の中心まで 0.5 メートル以上 1.0 メートル以下とすること。
- (ウ) 材質は JIS H5120 (銅及び銅合金鋳物) に適合するもの又は、これと同等以上のものとし、結合部は呼び径 75 ミリメートルのめねじであって JIS B9912 (消防用ねじ式結合金具の結合寸法) に適合すること。
- (エ) 覆冠を設け、面板等に「採水口」と表示すること。
- (オ) 消防車が容易に取水操作を実施でき、かつ、その他の消防活動に支障を及ぼさない位置に設けること。

イ 導水管は次によること。

- (ア) 採水口 1 口ごとに単独配管 (口径 100 ミリメートル以上) とすること。ただし、町長が構造上支障がないと認めた場合はこの限りでない。
- (イ) 毎分 1 立方メートル以上の取水ができる構造とすること。
- (ウ) 吸水口は集水ピット内とし、集水ピット底面より 20 センチメートル程度離すほか、吸水口相互間は 50 センチメートル以上離し、先端に耐食性のストレーナーを設けること。
- (エ) 配管の材質は、JIS G3452 (配管用炭素鋼鋼管) に適合するもの又はこれと同等以上のものとする。
- (オ) 配管の埋設部分及び架空部分は、外面の防食措置を行うこと。
- (カ) 導水管には、必要に応じ「導水管」と表示すること。
- (キ) 導水管の横引き配管の長さは 20 メートル以下とすること。

ウ 通気管は次によること。

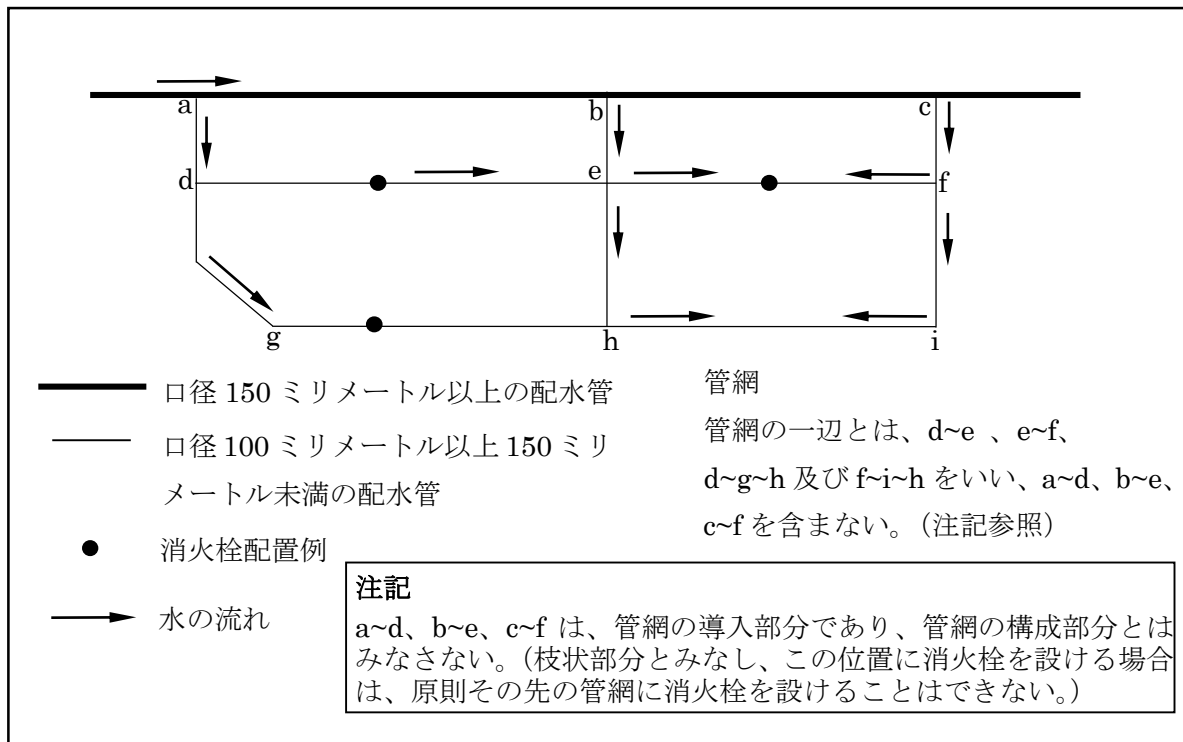
- (ア) 口径は、100 ミリメートル以上とすること。
- (イ) 立ち上げ高さは 2 メートル以下とし、先端は 180 度曲げ、異物の混入を防止するための網を設けること。
- (ウ) 材質は、JIS K6741 (硬質ポリ塩化ビニール管又は JIS G3452 (配管用炭素鋼鋼管) に適合するもの) 若しくはこれと同等以上のものとする。ただし、JIS G 3452 を使用する場合は、前イ (オ) に規定する措置を行うこと。
- (エ) 通気管には「防火水槽・通気管」と表示すること。

エ 揚水時間が 60 秒以上かかる場合は、その旨を標示しなければならない。

(消火栓の基準)

第 4 条 規則第 28 条第 4 項の町長が定める消防水利施設の整備に必要な事項のうち、消火栓に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 消火栓は、神奈川県企業局水道部が管理 (移管後に管理することとなるものを含む。) する直径 150 ミリメートル以上の給水管 (計画区域外の既存給水管を除く。) に設けた地下式とする。ただし、敷設形態が管網の場合で管網の一辺の長さが 180 メートル以下 (次図参照) であるとき又は枝状であるときは、直径 100 ミリメートル以上とすることができる。
- (2) 枝状の給水管へ設置する場合は、枝ごとに 1 基までとする。



- (3) 消火栓は、取水可能水量が毎分 1 立方メートル以上で、かつ、連続 40 分以上の給水能力を有すること。
- (4) 消火栓の設置場所は、計画区域内で消防車が容易に取水操作を実施でき、かつ、その他の消防活動に支障を及ぼさない幅員 4 メートル以上の公道又は私道上とすること。
- (5) 消火栓の消防用結合金具は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成 25 年総務省令第 23 号) 第 3 条に定める呼称 65 ミリメートルの口径を有する差込式差し口とすること。
- (6) 消火栓に設ける蓋の周囲の地盤面には、消火栓設置箇所である旨の標示を行なうこと。
- (7) 第 3 条第 1 号オの規定は、前号の標示を行なう場合に準用する。
(消防水利施設の標識)

第 5 条 事業者は、第 3 条及び前条の消防水利施設を設置した場合には、別図 3 のとおり町長が定める標識を設置しなければならない。ただし、消火栓が道路上に設置される場合で、前条第 6 号の標示が行われているときはこの限りでない。

2 前項の標識は、防火水槽(採水口を設置する場合には採水口)又は消火栓の周囲 5 メートル以内(防火水槽にあっては、防火水槽本体の中心点、消火栓にあっては消火栓

蓋の中心点又は採水口にあつては採水口の中心点を基準とする。)で、道路以外の場所へ設置すること。

(消防活動空地の基準)

第6条 規則第29条第5項の町長が別に定める消防活動空地の整備に必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 消防活動空地(進入路を除く。)は、建築物の敷地内に整備すること。ただし、消防活動上有効な開口部が幅員6メートル以上の道路等に面しているなどにより、町長が消防活動上支障がないと認めた場合に限り当該道路等とすることができる。
- (2) 消防活動空地は、建築物への消防隊の進入を考慮した位置に整備すること。
- (3) 消防活動空地の地盤面は、20トン以上の車両重量に耐える強度を有するコンクリート舗装又はアスファルト舗装とすること。ただし、これらと同等以上の強度があると認められる措置を講じた場合においては、この限りでない。
- (4) 消防活動空地の上空は、はしごの伸てい及び旋回に支障となる障害物を設けないこと。
- (5) 消防活動空地内は、消防車両以外の駐停車を禁止し、町長が必要と認める場合には、未舗装地盤である場合を除き、地盤面への標示、直近への掲示板の掲出又はその両方を実施しなければならない。(別図4)
- (6) 進入路は、消防車両の運行が容易にできるものとして、次に掲げる基準で整備しなければならない。

ア 進入路の周辺には、消防車両の運行の障害となる門、塀、電柱等が存在しないこと。

イ 進入路の有効幅員は、4メートル以上とすること。

ウ 階数が4以上の建築物を建築する開発区域への進入路の屈曲又は交差部分で町長が必要と認める部分は、消防車両の通行に支障を来さないための措置について、町長と協議を行うこと。

エ 進入路の構造は、第3号の規定を準用する。

オ 進入路の縦断勾配は、9パーセント以下とすること。

カ 町長が必要と認めた場合には、路面に滑り止めの措置を施すこと。

キ 進入路には、アーチ等のくぐり部分を設けないこと。ただし、高さが4メートル以上である場合は、この限りでない。

ク 進入路は、駐車禁止とすること。

(街頭消火器の基準)

第7条 規則第31条第1項第2号の町長が別に定める街頭消火器の整備に必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 消火器は、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)で定める10型以上の粉末消火器とし、町長が指定する印字を行うこと。(別図5)
- (2) 前号の消火器は、町長が指定する仕様(別図6)の消火器格納箱(以下「格納箱」という。)へ格納して設置すること。

- (3) 次号アを除く要領で格納箱を設置する場合には、消火器を固定するための器具（一動作で着脱できる金属製のものに限る。）を設けること。
- (4) 格納箱は、開発区域内へ次の要領で設置すること。
- ア ごみ置場に設置する場合は、当該ごみ置場に設けられる外周構造物縁端の左右いずれかの位置の道路に面した最前面の床面又は外周構造物端部へ道路にはみ出さないように強固に固定し、転倒及び脱落を防止するとともに、ごみ置場の良好な排水を妨げ、隣地へ雨水等を拡散させることがないように設置すること。（別図7）
- イ ごみ置場以外に設置する場合には、宅地等への出入り及び交通に支障を及ぼす箇所（交差点（道路の中心線が他の道路の縁石等と垂直に交わった位置から5メートル以内の範囲に限る。）、隅切り箇所及び隅切り箇所から5メートル以内並びに消防長が指定する箇所）を避けて道路脇の側溝上に設置すること。（別図8）
- ウ 側溝上に設置する場合には、現場打ち側溝に設置されるグレーチング部分の下流側とすること。（別図9）
- エ 側溝と平行する道路が片勾配道路である場合には、勾配の上方側へ設置すること。（別図9）
- オ 開発区域内の側溝がすべてL型側溝である場合には、当該側溝（街頭消火器が設置される部分に限る。）に設けられるグレーチング面積を2倍として、下流側のグレーチング上に設置すること。（別図9）
- カ 前号のグレーチングの位置は、街頭消火器の有効範囲内における開発区域内の上流域を選定するとともに、宅地等への出入りに支障を及ぼさないようにすること。
- キ 格納箱をイからカの要領により設置する場合には、コンクリート製の強固な土台（別図10）を設け、容易に移動又は転倒しない構造とすること。この場合において、設置する側溝面に著しい勾配があるときは、格納箱が水平を保持することができる形状の土台とすること。
- (5) 格納箱は、格納箱の中心が地盤面から1.5メートル以下となる位置に設置すること。
- (6) 格納箱は、フタの開閉に支障となる位置に設置しないこと。
- (7) 消火器及び格納箱の設置場所に関する土地管理又は帰属に関しては、別途、消防長と協議すること。

第3章 事務手続

（消防水利施設等の設置に関する協議書の提出）

第8条 事業者は、条例第14条による開発事業協議申請書を提出する際、当該開発事業計画が規則第28条から第31条までの適用を受けるものである場合には、規則第17条第2項第20号の規定により消防水利施設等に関する協議書（別記様式1）を提出しなければならない。

2 前項の消防水利施設等に関する協議書へ添付しなければならない図書は、規則第17

条第2項各号に掲げる図書のうち、消防長が必要と認めたものとする。

3 前2項の図書は、2部（正本及び副本）提出しなければならない。

4 消防長及び事業者は、第1項の協議書の内容を承認した場合には、同書正本及び副本それぞれの末尾に記名押印するとともに、消防長は、事業者へ副本を返戻するものとする。

（消火栓設置確認書の交付依頼）

第9条 事業者は、前条の協議書に基づき消火栓を設置する場合には、あらかじめ消防長へ消火栓設置確認交付依頼書（別記様式2）を提出しなければならない。

（水道営業所長への消火栓設置確認）

第10条 消防長は、前条の依頼書を受理したときは、当該依頼書の記載内容を第8条の協議書に記載された協議内容と照合し、相違ないと認める場合には、速やかに消火栓設置確認書（神奈川県企業庁水道局長通知。昭和41年41企庶第229号。末尾参考資料）を作成し、当該確認書を平塚水道営業所長へ送付しなければならない。

（消防水利施設等着工の届出）

第11条 事業者は、次の各号に掲げる消防水利施設等を設置しようとする場合には、当該工事に着手する日の10日前までに消防水利施設等着工届出書（別記様式3）をもって消防長へ当該工事の概要について届け出なければならない。

- (1) 防火水槽（耐震性貯水槽を含む。）
- (2) 消防活動空地の地盤面標示及び掲示板
- (3) 消防活動空地へ至る進入路に行う隅切り
- (4) 非常用進入口の代替として設置される設備等（消防法（昭和23年法律第186号。以下「消防法」という。）第17条の14の規定により届け出がされる場合を除く。）

2 消防水利施設等着工届出書には次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 消防水利施設等の概要表
- (2) 次の各号に掲げる計算書
 - ア 所要水量に関するもの
 - イ ポンプ揚程に関するもの
 - ウ 耐震性に関するもの
 - エ その他、消防長が必要と認めたもの
- (3) 工程表
- (4) 付近見取図（当該消防水利施設等の設置位置が示されたものに限る。）
- (5) 配線・配管系統図及び展開図
- (6) 使用機器図
- (7) 消防活動空地に関する地盤面標示及び掲示板の概要図
- (8) その他消防長が必要と認める図書

3 第1項第4号で規定される設備等のうち、金属製避難はしごを設置しようとする場合の当該設置工事は、消防設備士が行わなければならない。

（消防水利施設等の工事完了届）

第 12 条 事業者は、前条の届出に関する工事及びその他の消防水利施設等の工事が完了した場合には、工事が完了した日から 4 日以内に消防水利施設等工事完了届出書（別記様式 4）を消防長へ届け出なければならない。

2 前項の届出には、消防長が必要と認めた場合に当該消防水利施設等の性能を証明する資料のほか、工程ごとに整理した工事写真台帳を添付しなければならない。

（消防水利の指定）

第 13 条 事業者等（事業者のほか、消防水利の帰属を行わない場合の当該消防水利の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）は、条例第 21 条第 2 項ただし書の規定により設置した消防水利の帰属を行わない場合には、当該消防水利を消防法第 21 条に規定する指定消防水利とすることを承諾し、消防水利指定承諾書（別記様式 5）を消防長へ提出するものとする。

2 事業者等は、前項の承諾を行ったときは、当該消防水利を常時使用可能な状態で管理するとともに、形状、容量、その他警防活動上重要な変更をしようとする場合には、あらかじめ消防長と協議を行わなければならない。

3 消防水利として指定される施設等のうち、工事（本項において、新設工事又は警防活動上重要な変更工事をいう。）を要するものの手続は第 9 条から第 11 条及び次条の規定を準用する。

（消防水利施設等の検査）

第 14 条 事業者は、条例第 20 条で定める町長が行う工事完了検査等として、消防水利施設等の区分ごとに次の検査を受けなければならない。

(1) 二次製品防火水槽

- ア 中間検査
- イ 漏水検査
- ウ 完了検査

(2) 現場打ち防火水槽及び地中ばり防火水槽

- ア 中間検査
- イ 漏水検査
- ウ 採水口が設置されている場合には、採水検査
- エ 完了検査

(3) 前 2 号以外の消防水利施設等 完了検査

2 前項の中間検査は、基礎工事完了時及び防水工事完了時に実施するものとし、漏水検査は、埋戻し前の工程において満水を確認した日から起算して 7 日以上が経過した日に実施するものとする。

第 4 章 雑則

（その他）

第 15 条 事業者は、消防水利施設等の設置に関し疑義を生じた場合には、その都度消防長と協議を行わなければならない。

（委任）

第 16 条 この基準に定めるもののほか、消防水利施設等の設置及び維持管理について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

年 月 日

消防水利施設等に関する協議書

二宮町消防長 殿

住 所

（事業者が所属する法人等又は法人等の所在地）

事業者氏名

（法人の場合は名称及び代表者氏名）

印

担当者氏名

電話番号

下記の開発事業に関し、消防水利施設等について協議を依頼します。

1、開発事業の概要

開発事業の名称		
開発区域の場所	二宮町	
開発工事施工業者		
開発事業の目的		
開発事業の規模 (造成等の面積)	m ²	
開発区域内の建築物の 概要	名 称	
	用 途	
	規 模	
	構 造	
	階 数	
	棟 数	
開発工事の着工予定日	年	月 日
開発工事の完了予定日	年	月 日

2、協議対象の消防水利施設等に関する計画

(1) 防火水槽 ※該当するものに ○を付し必要事項 を記載	① 防火水槽 (2次製品・現場打ち・地中ばり・その他 ()) 最大貯水量 _____ トン 採水口 有・無 _____
	② 耐震性貯水槽 (2次製品・現場打ち・地中ばり・その他 ()) 最大貯水量 _____ トン 採水口 有・無 _____
(2) 消火栓 ※必要事項を記載	設置配水管の口径 _____ mm 配水管の所有者 _____ 設置基数 _____ 基
(3) 消防活動空地等 ※該当するものに ○を付し必要事項 を記載	① 消防活動空地 縦 _____ m 横 _____ m 建築物との距離 _____ m 道路の幅員 _____ m 地盤面標示 有・無 _____ 掲示板 有・無 _____
	② 進入路 路面構造 _____ 滑り止め 有・無 _____ 勾配 _____ % 隅切り 有・無 _____
	③ 代替施設 ア、屋外階段 (構造 _____ 設置数 _____ 箇所) イ、特別避難階段 (構造 _____ 設置数 _____ 箇所) ウ、固定はしご (構造 _____ 設置数 _____ 箇所) エ、避難ハッチ (構造 _____ 設置数 _____ 箇所)
(4) 街頭消火器 ※該当するものに ○を付し必要事項 を記載	① 消火器 (大きさ _____ 型 _____ 設置数 _____ 基 _____)
	② 格納箱 (材質 _____ 設置箇所 _____ 設置高さ _____ m ブザー 有・無 _____)
(5) 帰属	町へ帰属する施設等 (_____)
(6) 指定の承諾	消防法第21条の指定を承諾する施設等 (_____)

3、合意

開発事業に伴う消防水利施設等について、上記のとおり協議し合意した。

年 月 日

住 所

(事業者が所属する法人等又は法人等の所在地)

事業者氏名

(法人の場合は名称及び代表者氏名)

印

二消第 号

二宮町消防長

印

年 月 日

消火栓設置確認交付依頼書

二宮町消防長 殿

依頼者（事業者）

住 所

電 話

氏 名

㊟

下記のとおり、開発（建築）行為に伴い消火栓を自費で設置したいため、消火栓設置確認の交付をお願いいたします。

記

1. 工 事 名 称

2. 工 事 施 工 場 所 二宮町

3. 工事施工の目的

4. 消火栓設置基数 基

5. 添 付 図 面 案内図・土地利用計画図（消火栓予定設置箇所記入）

6. 提 出 部 数 2部

7. 代 理 人 住 所

電 話

氏 名

㊟

消防水利施設等着工届出書

年 月 日

二宮町消防長 殿

届出者

住 所 _____

氏 名 _____

工 事 の 場 所		
工事を行う開発事業の 名称		
工事対象の消防水利施設等の種類 ※該当するものに○		<ul style="list-style-type: none"> ・防火水槽【2次製品・現場打ち・地中ばり・耐震性貯水槽】 ・消防活動空地等【地盤面標示・掲示板・隅切り】 ・代替施設【屋外階段・特別避難階段・固定はしご・避難ハッチ】
の工事 工事対象 水利施設 工事者	住 所	
	氏 名 (法人の場合は名称 及び代表者氏名)	
工事の概要 (工事概要を簡潔に記載すること。)		
協議書合意番号		二 消 第 号
着工予定日		年 月 日
完了予定日		年 月 日
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

消防水利施設等工事完了届出書

年 月 日

二宮町消防長 殿

届出者

住 所 _____

氏 名 _____

工 事 の 場 所		
工事を行った開発事業の名称		
消防水利施設等の種類 ※該当するものに○		<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火水槽【2次製品・現場打ち・地中ぼり・耐震性貯水槽】 ・ 消防活動空地等【地盤面標示・掲示板・隅切り】 ・ 代替施設【屋外階段・特別避難階段・固定はしご・避難ハッチ】 ・ 消火栓 ・ 街頭消火器
の 工 事 対 象 水 利 施 設 等 工 事 施 工 者	住 所	
	氏 名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)	
協 議 書 合 意 番 号		二 消 第 号
着 工 日		年 月 日
完 了 予 定 日		年 月 日
検 査 希 望 日		年 月 日
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

年 月 日

消防水利指定承諾書

二宮町消防長 殿

事業者等

住 所 _____

氏 名 _____

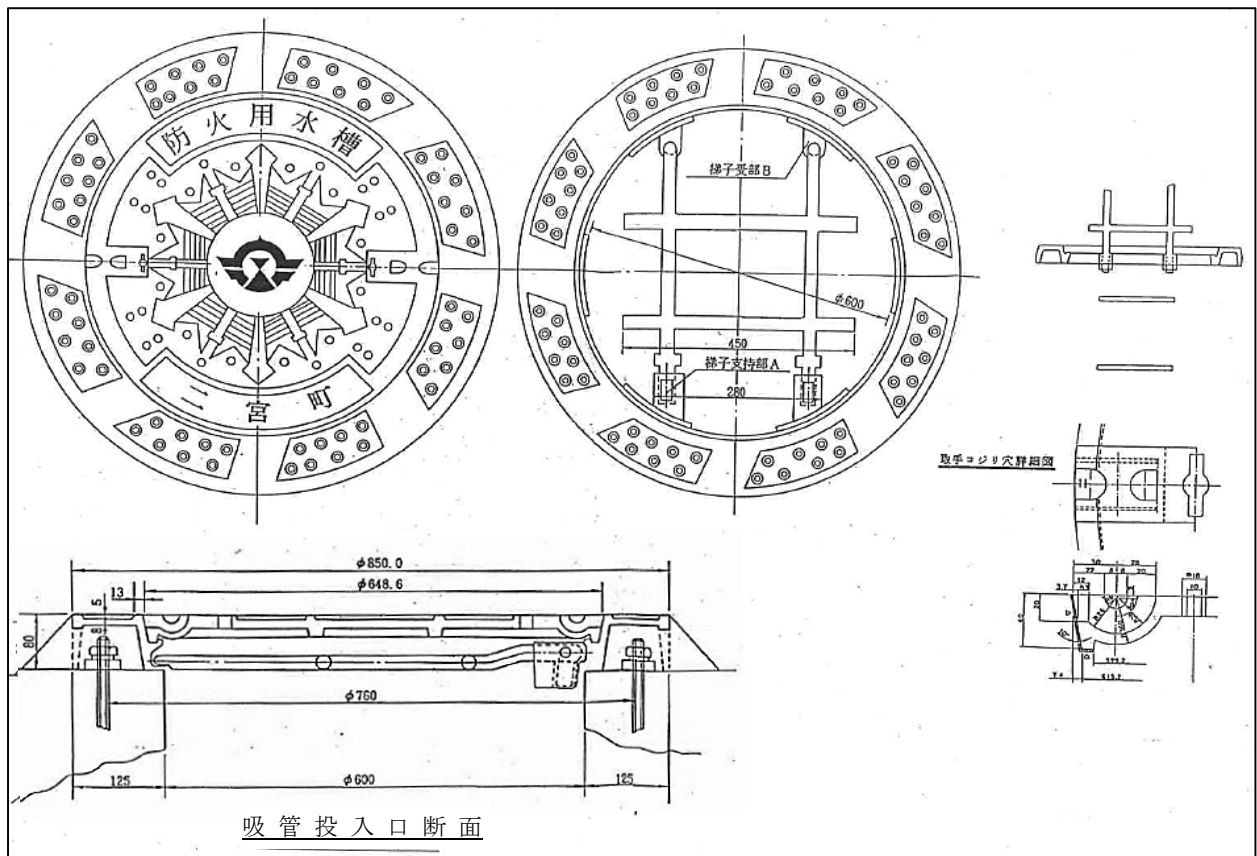
印 _____

次の施設等に対し、二宮町消防長が行う消防法第21条の規定による消防水利としての指定を承諾し、常時使用可能な状態として維持管理します。

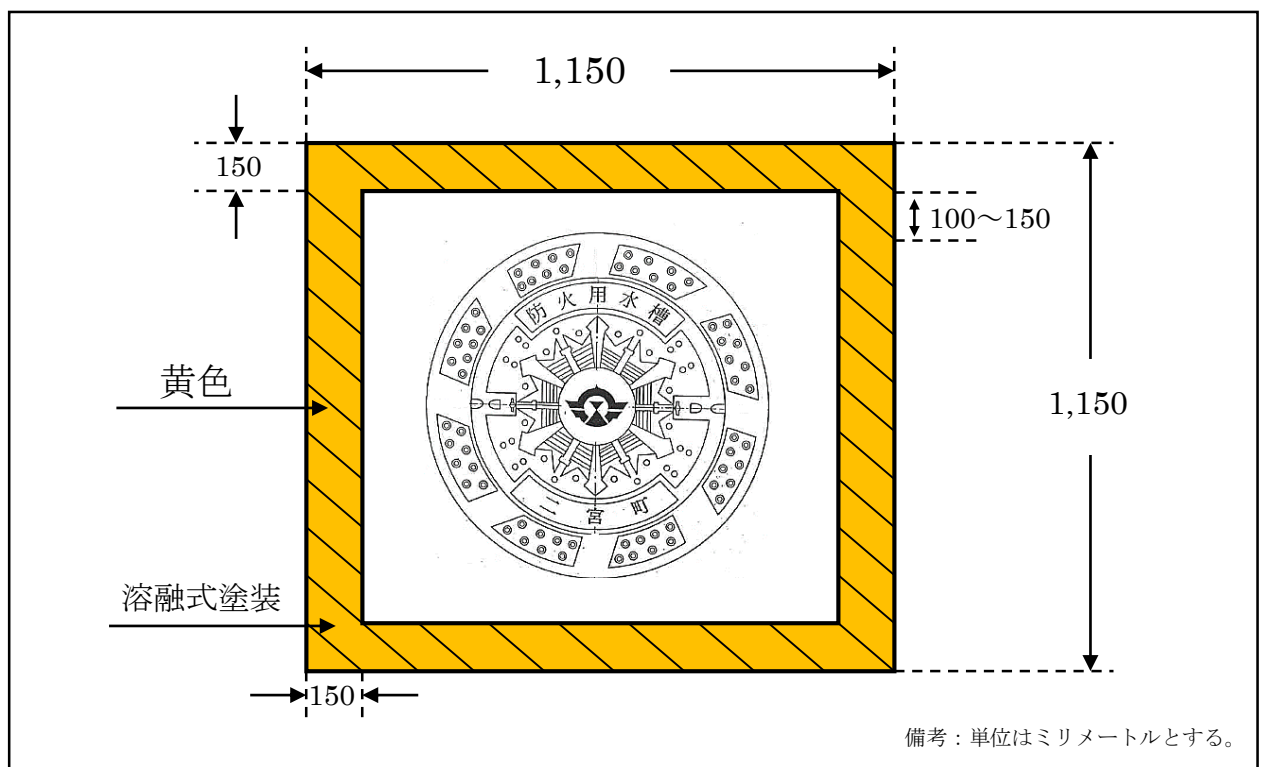
1、設置場所	二宮町
2、水利の種別	
3、施設等の数	基・箇所
4、承諾の条件	
5、協議書合意番号	二 消 第 号
6、承諾年月日	年 月 日
7、その他	

備考：指定消防水利の位置を明示した案内図、詳細な平面図及び構造図を添付する。

別図1 (防火水槽に設ける蓋の仕様)

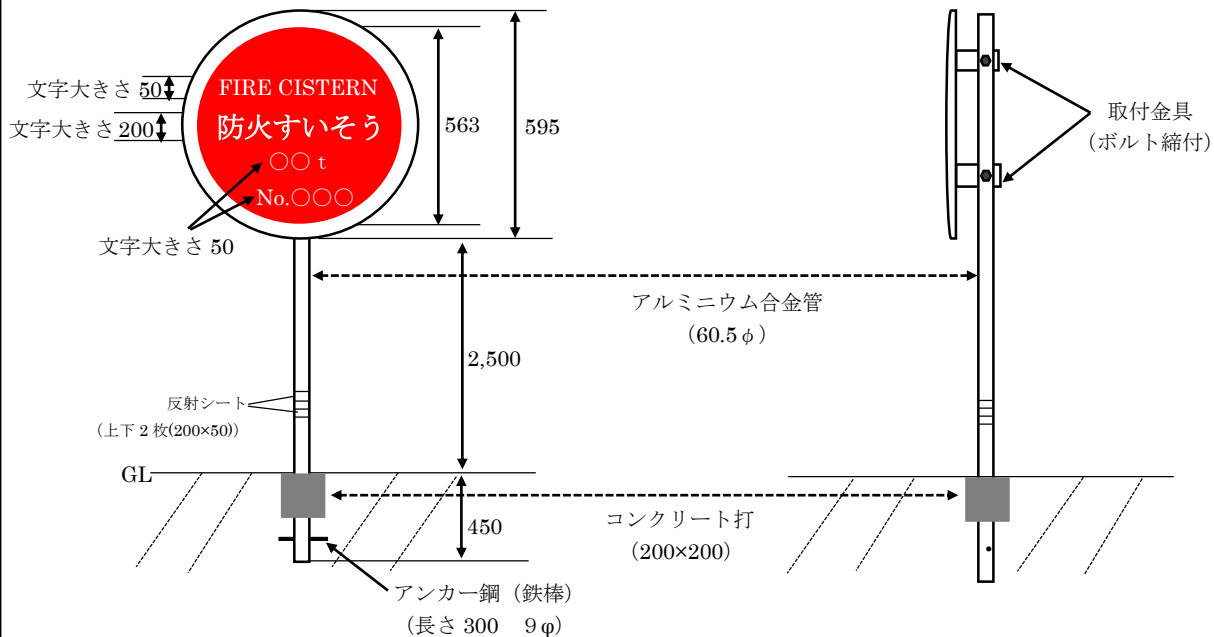


別図2 (吸管投入口及び消火栓の周囲地盤面に設ける標示)

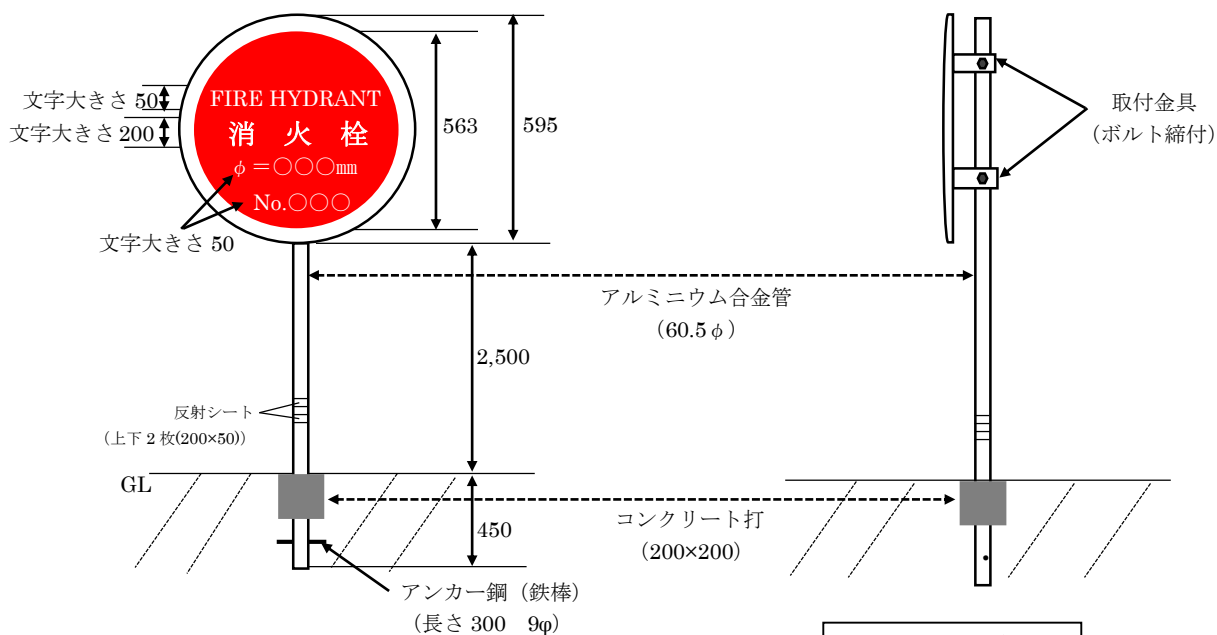


別図3 (消防水利に設ける標識の規格図)

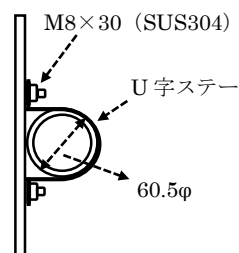
(1) 【防火水槽に設ける標識】



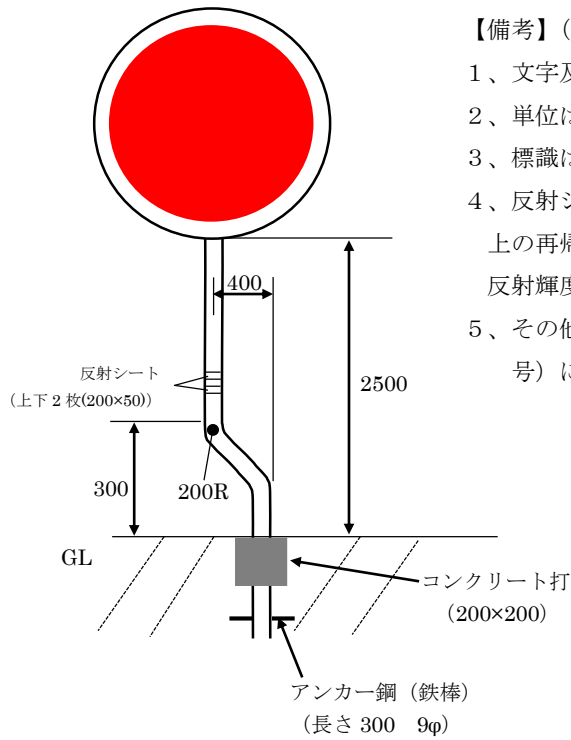
(2) 【消火栓に設ける標識】



取付金具詳解図

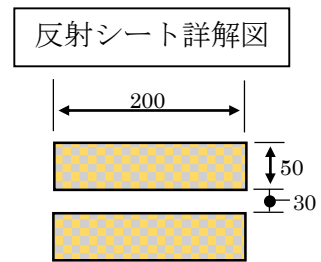


(3) 【通行障害等を避けるための曲柱の仕様】

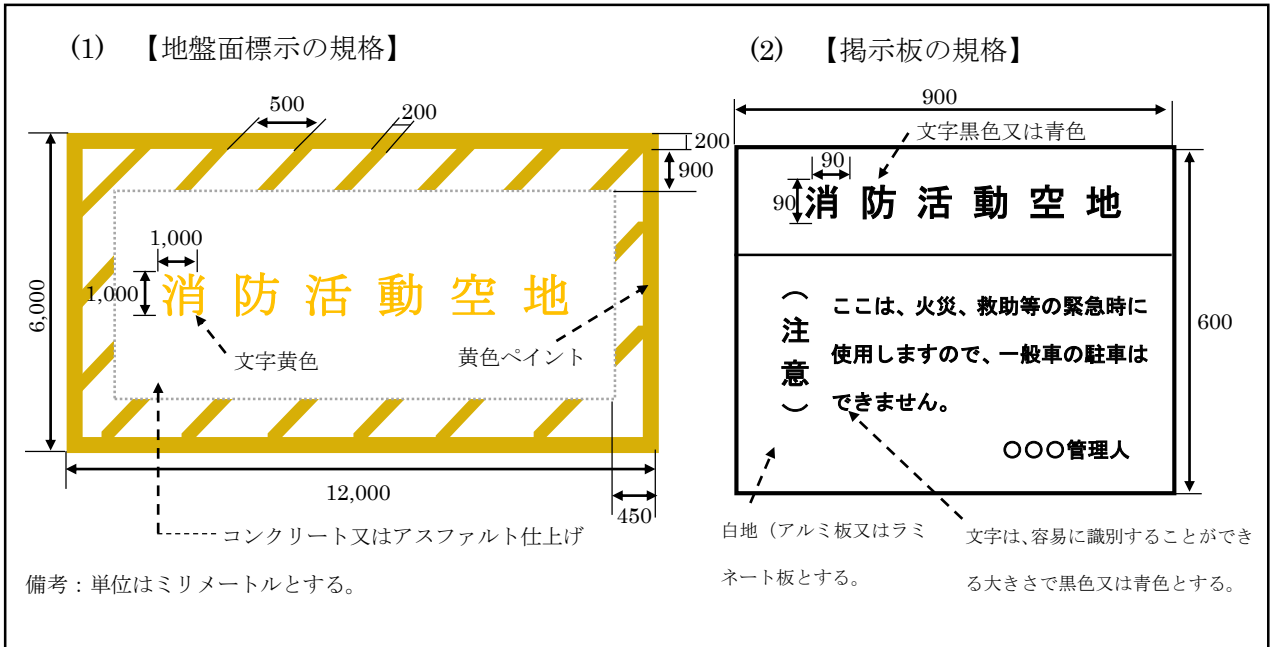


【備考】((1)～(3)共通)

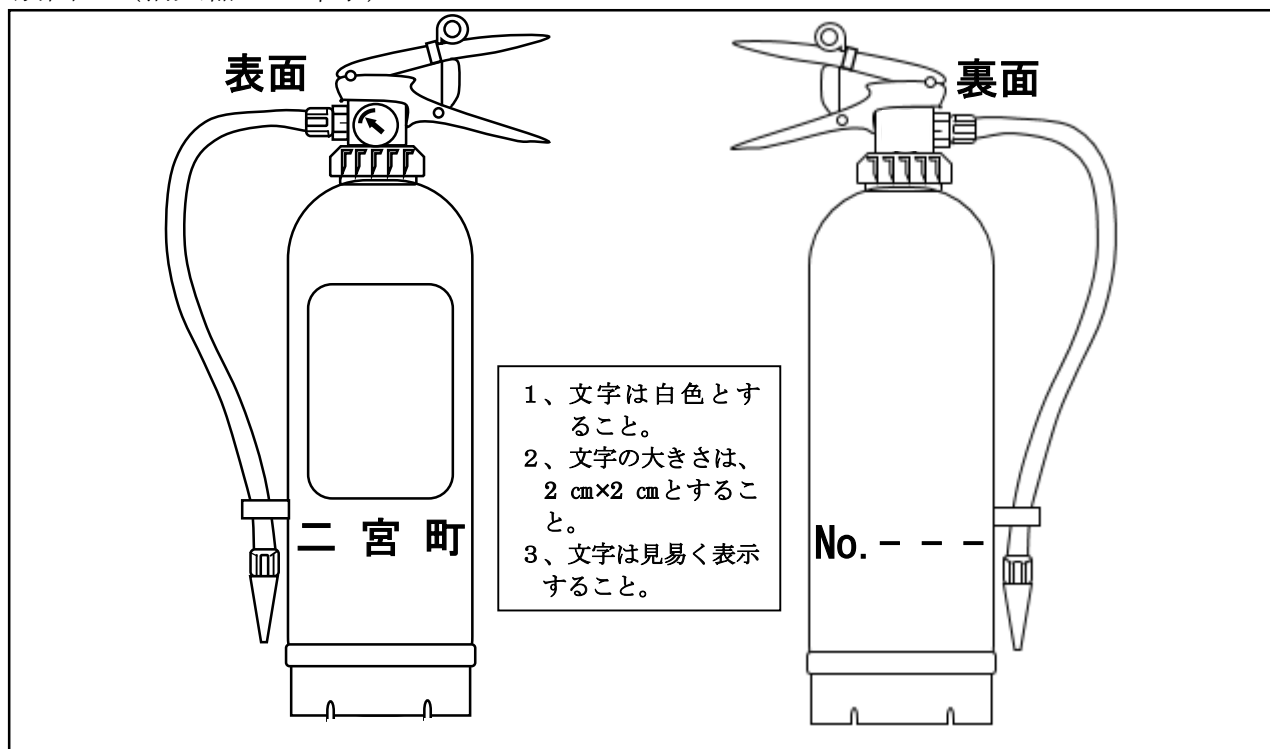
- 1、文字及び縁の色は白色とし、地は赤色とすること。
- 2、単位はミリメートルとする。
- 3、標識はアルミ板(全面反射のもの。)とすること。
- 4、反射シートはエンジニアグレード若しくはこれと同等以上の再帰性反射材を使用し、変色、剥離をすることのない反射輝度及び耐久性を有すること。
- 5、その他必要な事項は、消防庁の通達(昭和45年第442号)に準拠すること。



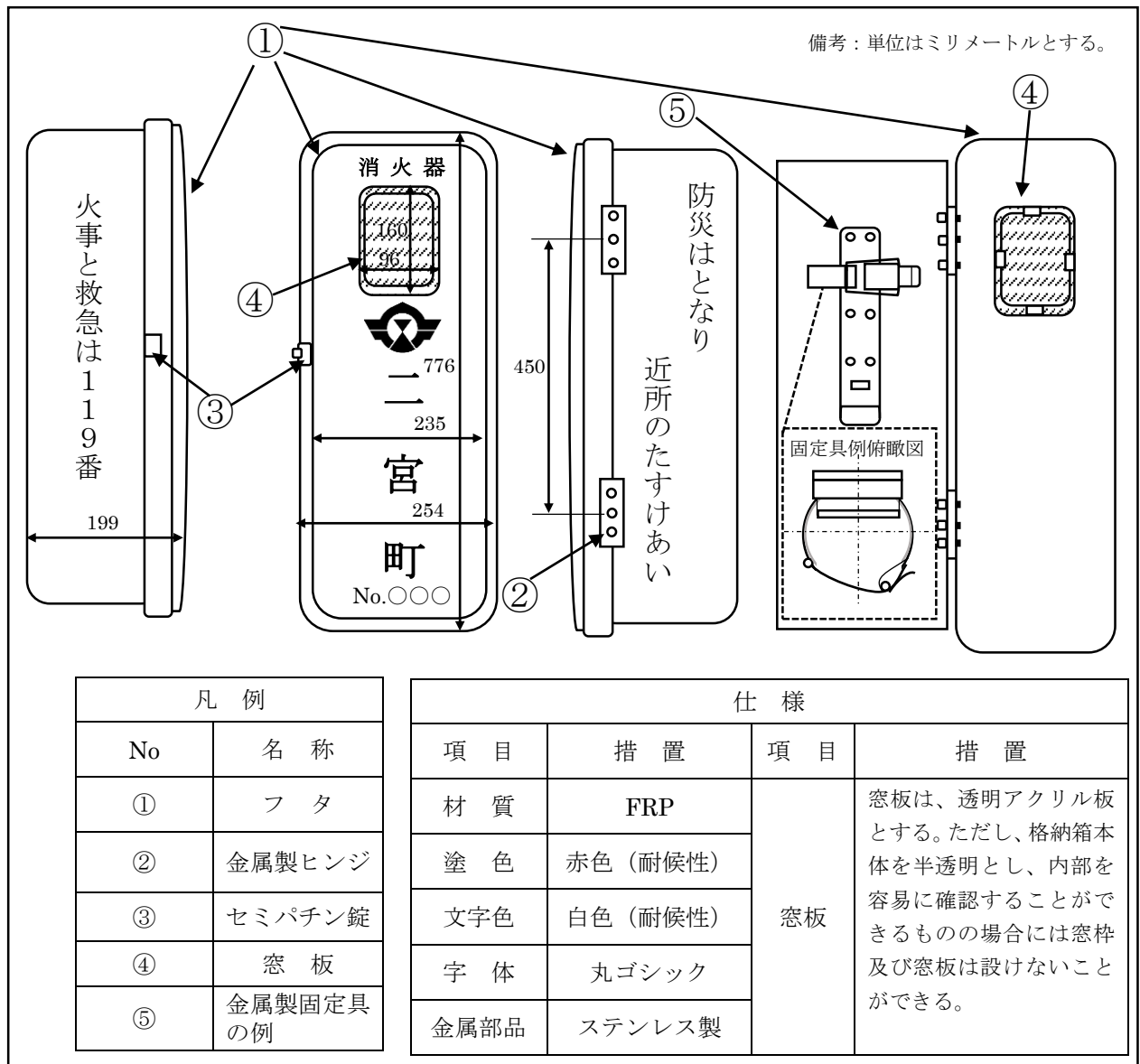
別図4 (消防活動空地に関する標示又は掲示板の規格図)



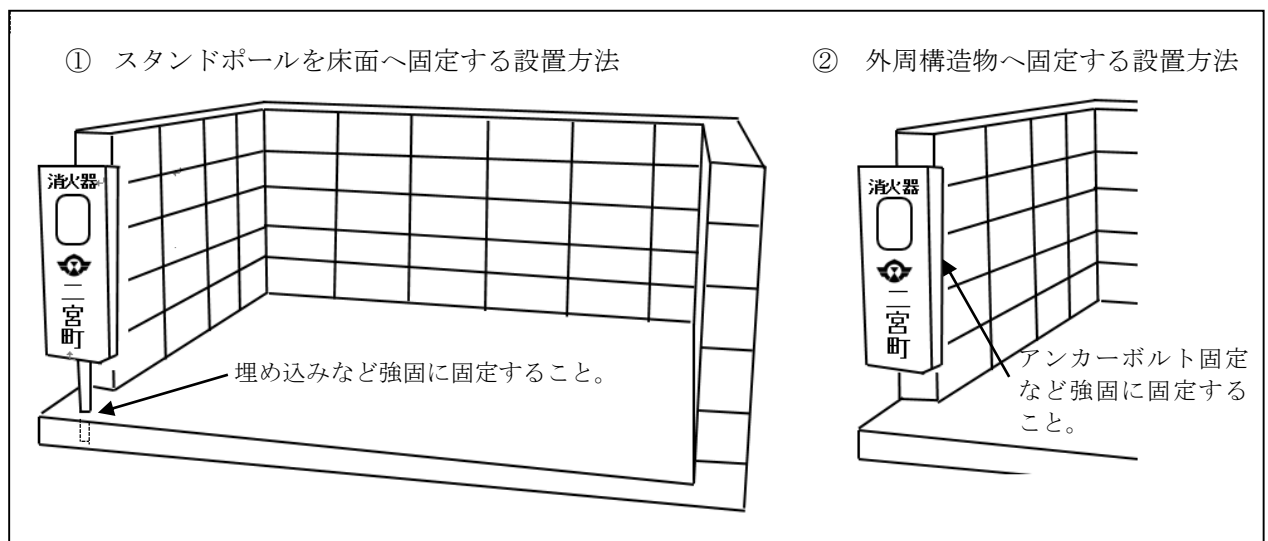
別図5 (消火器への印字)



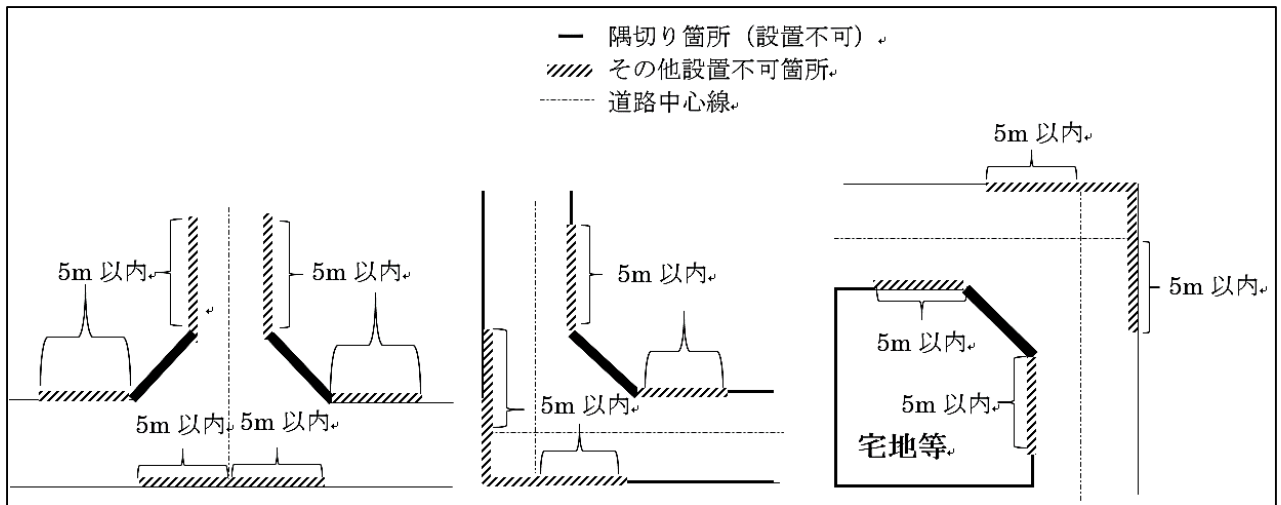
別図6 (格納箱の規格図)



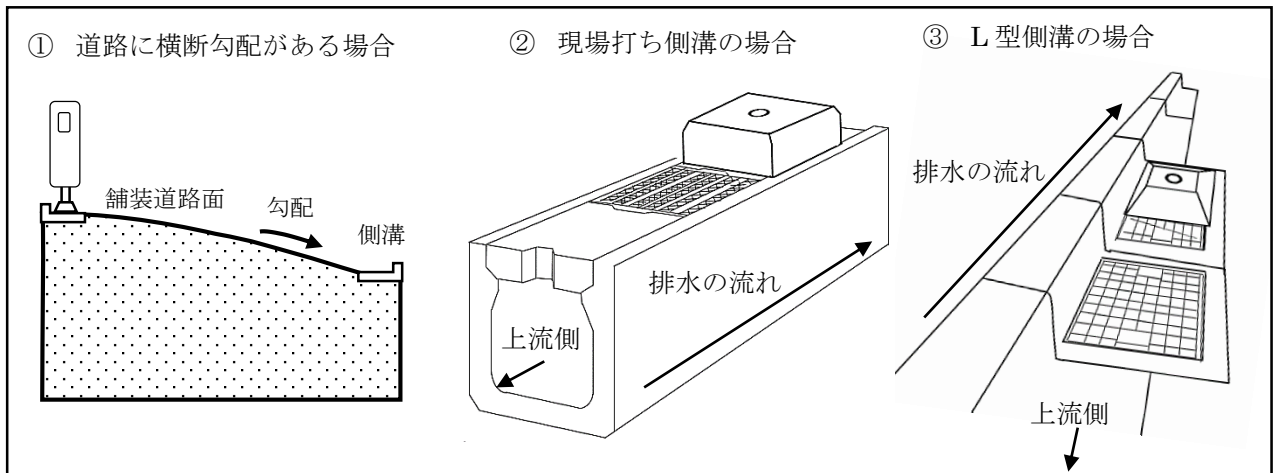
別図7 (ごみ置場への格納箱設置方法)



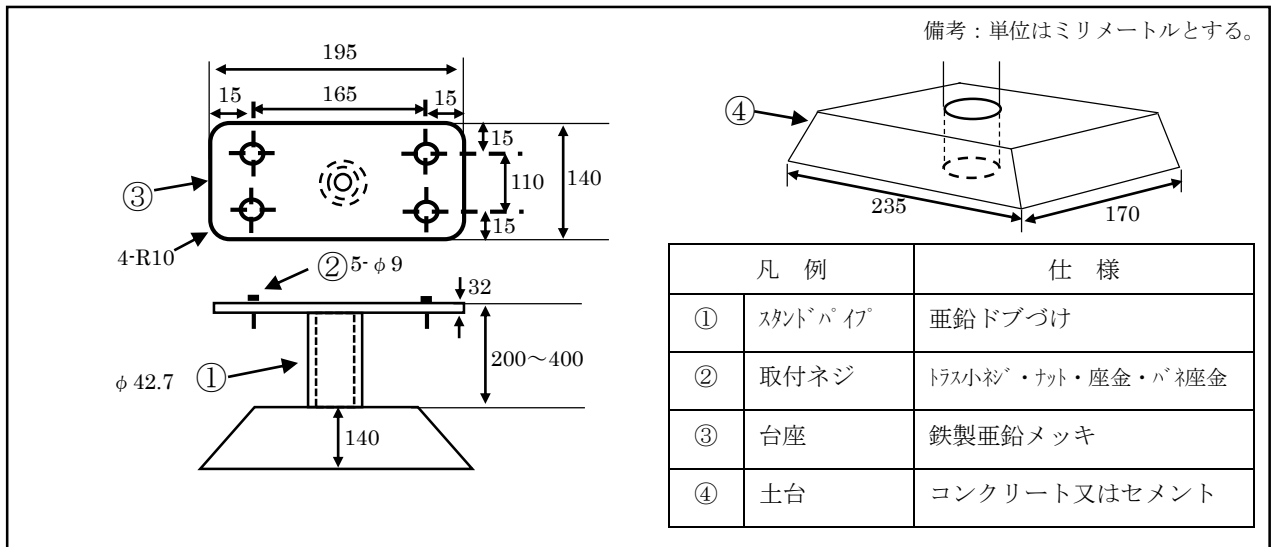
別図 8 (格納箱を設置できない箇所)



別図 9 (格納箱の据え置き要領)



別図 10 (格納箱の土台の仕様)



参考資料

様式1

消 火 栓 設 置 確 認 書

1. 工事名称

2. 消火栓設置場所及び個数

消 火 栓 設 置 場 所	個 数
計	基

上記のとおり、消火栓を設置することを確認しました。

平成 年 月 日

二宮町消防長

印

神奈川県企業局

水道部平塚営業所長 殿